

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>II 保険監督上の評価項目 II-4 業務の適切性</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-2-2 保険契約の募集上の留意点 (1)～(13) (略) (14) 規則第 227 条の 9 関係 規則第 227 条の 9 に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下、「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下、「<u>実務指針</u>」という。)I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置とする。 (15) 規則第 227 条の 10 関係 規則第 227 条の 10 に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、<u>労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。</u></p>	<p>II 保険監督上の評価項目 II-4 業務の適切性</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-2 保険募集管理態勢</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-2-2 保険契約の募集上の留意点 (1)～(13) (略) (14) 規則第 227 条の 9 関係 規則第 227 条の 9 に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下、「<u>金融分野ガイドライン</u>」という。)第 8 条、第 9 条及び第 10 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下、「<u>実務指針</u>」という。)I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置とする。 (15) 規則第 227 条の 10 関係 規則第 227 条の 10 に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、次に掲げる①から⑦までの情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、<u>金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-3 苦情等への対処(金融 ADR 制度への対応も含む。)</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-3-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-3-2-2 主な着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p>	<p>① <u>労働組合への加盟に関する情報</u></p> <p>② <u>民族に関する情報</u></p> <p>③ <u>性生活に関する情報</u></p> <p>④ <u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条第4号に定める事項に関する情報</u></p> <p>⑤ <u>個人情報の保護に関する法律施行令第2条第5号に定める事項に関する情報</u></p> <p>⑥ <u>犯罪により害を被った事実に関する情報</u></p> <p>⑦ <u>社会的身分に関する情報</u></p> <p>(16)・(17) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-3 苦情等への対処(金融 ADR 制度への対応も含む。)</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-3-2 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-3-2-2 主な着眼点</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 苦情等対処の実施態勢</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 苦情等対処にあたっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、<u>保護法ガイドライン</u>等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか(「Ⅱ-4-5 顧客等に関する情報管理態勢」参照)。</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ-4-4 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-4-4-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ-4-4-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 個人である顧客に関する情報については、規則第53条の8に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報</p>	<p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 苦情等対処にあたっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令、<u>個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)</u>、<u>同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)</u>、<u>同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)</u>及び<u>同ガイドライン(匿名加工情報編)</u>(以下、合わせて「<u>保護法ガイドライン</u>」という。)、<u>金融分野ガイドライン</u>等に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか(「Ⅱ-4-5 顧客等に関する情報管理態勢」参照)。</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ-4-4 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-4-4-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅱ-4-4-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 個人である顧客に関する情報については、規則第53条の8に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>① <u>保護法ガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定に基づく措置</u></p> <p>② <u>実務指針 I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置</u> (注) 保険募集人が、個人情報を乗合他社の保険募集や兼業部門での営業活動等に利用する場合、目的外利用が行われることのないよう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分に留意する必要がある。</p> <p>(14) 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第 53 条の 10 に基づき、<u>保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。 (注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>① 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>② 民族に関する情報</p> <p>③ 性生活に関する情報 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>① <u>金融分野ガイドライン第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定に基づく措置</u></p> <p>② <u>実務指針 I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置</u> (注) 保険募集人が、個人情報を乗合他社の保険募集や兼業部門での営業活動等に利用する場合、目的外利用が行われることのないよう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分に留意する必要がある。</p> <p>(14) 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第 53 条の 10 に基づき、<u>金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号</u>に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。 (注) その他の特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>① 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>② 民族に関する情報</p> <p>③ 性生活に関する情報</p> <p>④ <u>個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報</u></p> <p>⑤ <u>個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報</u></p> <p>⑥ <u>犯罪により害を被った事実に関する情報</u></p> <p>⑦ <u>社会的身分に関する情報</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>(15) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-4-2 保険金等支払管理態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 支払管理部門における態勢整備</p> <p>ア.～オ. (略)</p> <p>カ. 保険金等の請求及び支払いにあたっては、センシティブ情報を取り扱うことを踏まえ、顧客に関する情報の管理について、具体的な取扱い基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報の管理について、規則、個人情報保護に関する法律、<u>金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針</u>の規定に基づく適切な取扱いが確保されているか。</p> <p>キ.～セ. (略)</p> <p>⑥・⑦ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>II-4-5 顧客等に関する情報管理態勢</p>	<p>(15) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>II-4-4-2 保険金等支払管理態勢</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 支払管理部門における態勢整備</p> <p>ア.～オ. (略)</p> <p>カ. 保険金等の請求及び支払いにあたっては、センシティブ情報を取り扱うことを踏まえ、顧客に関する情報の管理について、具体的な取扱い基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報の管理について、規則、個人情報保護に関する法律、<u>保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン及び実務指針</u>の規定に基づく適切な取扱いが確保されているか。</p> <p>キ.～セ. (略)</p> <p>⑥・⑦ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>II-4-5 顧客等に関する情報管理態勢</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>Ⅱ-4-5-1 意義</p> <p>顧客に関する情報は、保険契約取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、保護法ガイドライン及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下、「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、保険会社は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号)を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、保険会社は、顧客に関する情報及び法人関係情報(以下、「顧客等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>Ⅱ-4-5-2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>① 個人である顧客に関する情報については、規則第53条の8に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該</p>	<p>Ⅱ-4-5-1 意義</p> <p>顧客に関する情報は、保険契約取引の基礎をなすものであり、その適切な管理が確保されることが極めて重要である。</p> <p>特に、個人である顧客に関する情報については、規則、個人情報の保護に関する法律、保護法ガイドライン、<u>金融分野ガイドライン</u>及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保される必要がある。</p> <p>また、クレジットカード情報(カード番号、有効期限等)を含む個人情報(以下、「クレジットカード情報等」という。)は、情報が漏えいした場合、不正使用によるなりすまし購入など二次被害が発生する可能性が高いことから、厳格な管理が求められる。</p> <p>さらに、保険会社は、法人関係情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号)を入手し得る立場であることから、その厳格な管理と、インサイダー取引等の不公正な取引の防止が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、保険会社は、顧客に関する情報及び法人関係情報(以下、「顧客等に関する情報」という。)を適切に管理し得る態勢を確立することが重要である。</p> <p>Ⅱ-4-5-2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人情報管理</p> <p>① 個人である顧客に関する情報については、規則第53条の8に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
<p>情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>ア. <u>保護法ガイドライン第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定に基づく措置</u></p> <p>イ. <u>実務指針 I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置</u> (注) 保険募集人が、個人情報に乗合他社の保険募集や兼業部門での営業活動等に利用する場合、目的外利用が行われることのないよう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分に留意する必要がある。</p> <p>② 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第 53 条の 10 に基づき、<u>保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に</u>列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。 (注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>ア. 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>イ. 民族に関する情報</p> <p>ウ. 性生活に関する情報</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③ (略)</p>	<p>報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として以下の措置が講じられているか。</p> <p>ア. <u>金融分野ガイドライン第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定に基づく措置</u></p> <p>イ. <u>実務指針 I、II、III 及び別添 2 の規定に基づく措置</u> (注) 保険募集人が、個人情報に乗合他社の保険募集や兼業部門での営業活動等に利用する場合、目的外利用が行われることのないよう、法令等に基づく適切な取扱いが行われなければならない点に十分に留意する必要がある。</p> <p>② 個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(注)を、規則第 53 条の 10 に基づき、<u>金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号に</u>列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。 (注) その他特別の非公開情報とは、以下の情報をいう。</p> <p>ア. 労働組合への加盟に関する情報</p> <p>イ. 民族に関する情報</p> <p>ウ. 性生活に関する情報</p> <p>エ. <u>個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に定める事項に関する情報</u></p> <p>オ. <u>個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に定める事項に関する情報</u></p> <p>カ. <u>犯罪により害を被った事実に関する情報</u></p> <p>キ. <u>社会的身分に関する情報</u></p> <p>③ (略)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現行	改正後
(3) (略) (以下略)	(3) (略) (以下略)